平成２８年（フ）第９４号
静岡県焼津市本町２丁目４番13号
債務者　吉田　　智
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６５６号
東京都西東京市柳沢１丁目１－３　照栄第２コーポ201
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７号
神奈川県高座郡寒川町岡田2462番地13　相湘22岡田ハイツ103号
債務者　大城　　崇
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４５号
東京都国分寺市東元町２丁目13番10号ＫＥＮＴコーポラス203
債務者　坪倉　和之
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
愛媛県八幡浜市1460番地88
債務者　渡邉　正子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前11時15分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第６５３号
横浜市西区西戸部町２丁目193番地
債務者　西谷内詩乃（旧姓大久保・田中）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９号
静岡市葵区北番町117番地の３　市営北番町団地806号、旧住所静岡市葵区羽鳥５丁目25番22―103号
債務者　深澤　喬弘
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３８３号
大阪市鶴見区諸口６丁目15番33―205号
債務者　高橋　寿惠
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９１号
大阪府枚方市東牧野町26番９―104号
債務者　田村　好一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９２号
大阪府枚方市東牧野町26番９―104号
債務者　田村喜美江
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６９号
大阪市港区築港３丁目４番35―401号
債務者　澤田　陽子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５６号
大阪市大正区鶴町４丁目11番７―1107号
債務者　安田　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９３号
大阪市東成区大今里２丁目22番５号　ウエストハウス今里　203号
債務者　西原聖治こと　西**原**　聖治
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１５号
大阪市旭区中宮２丁目19番４号　パークビュー302号
債務者　高路ジュリオ
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１０２号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代681番地１　レオパレスジュネスレオーノ104号
破産者　黒田　靖朗
1　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
2　一般調査期日　平成28年５月27日午前10時30分
平成28年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３号
大分県玖珠郡九重町町田2032宝泉寺観光ホテル湯本屋内、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町王塚台３丁目３番地５
破産者　橋本　　悟
1　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
2　一般調査期日　平成28年６月２日午前11時30分
平成28年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部